平成２３年（フ）第２０６号
長野県下高井郡山ノ内町大字夜間瀬2223番地13　フレグランスよませW101、前住所長野県下高井郡山ノ内町大字平穏1080番地14
債務者　川神　信崇
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２０７号
長野県下高井郡山ノ内町大字夜間瀬2223番地13　フレグランスよませW101、前住所長野県下高井郡山ノ内町大字平穏1080番地14
債務者　川神　結実
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９０号
長野県東御市大日向350番地
債務者　直井さとみ
1　決定年月日時　平成23年８月24日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第２６８号
奈良市神殿町327番地の２　ジュネス神殿102号
債務者　筒井　和美
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２８４号
奈良県生駒市東生駒月見町132番地23
債務者　大前　孝夫
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２８５号
奈良県生駒市東生駒月見町132番地23
債務者　大前　恵美
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３４２号
奈良市右京５丁目９番地　平城右京団地23―201
債務者　大塚　聖美
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３６９号
奈良市三条町606番地　ナラコック三条ハイツ301号
債務者　須藤　敦子（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２５３号
徳島市国府町早淵２番地の３
債務者　福原　礼子
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２１８号
大分市大字奥田741番地の３　サン・コスモＡ棟１号
債務者　君園小百合
1　決定年月日時　平成23年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３２９号
大分県別府市野口中町７番１号　佐保ビル301号
債務者　今村　浩子
1　決定年月日時　平成23年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３１４号
沖縄県中頭郡西原町字上原164番地の３　ブリッジコテージ206号
債務者　三上　貴子
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１４４号
青森県弘前市大字糠坪字桜山107番地２
債務者　兜森　清勝
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１５３号
青森県弘前市大字城東北３丁目６番地13　川村荘６号
債務者　蒔田　朝男
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第３４９号
盛岡市向中野２丁目５番５―103号
債務者　藤村　清美
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第３５２号
岩手県下閉伊郡山田町船越第２地割21番地12
債務者　畠山　光夫
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１９５号
富山市婦中町分田15番地７
債務者　伊川　　豊
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで　富山地方裁判所民事部